

法律に基づく「緊急事態宣言」が解除後の
日建連中部支部の事務局体制に関するお知らせ

2021年3月1日
一般社団法人日本建設業連合会
中部支部

今般、政府は日建連中部支部管内の愛知県・岐阜県を対象とする「緊急事態宣言」を解除しました。

ただし、愛知県独自の「厳重警戒宣言」が、3月1日から3月14日に発令されました。

日建連中部支部は、事務所所在地である愛知県が「厳重警戒宣言」の対象地域となりましたので、「緊急事態宣言」時に引き続き、役職員の在宅勤務および時差出勤の対応を行いながら、通常業務を継続しております。

なお、中部支部事務局への電話・FAX・メール等の連絡は、通常通りとします。また、在宅勤務の職員の連絡も取り次ぎますので、よろしくお願いいたします。